

# 愛媛県及び今治市における「空飛ぶクルマ」運航実現に向けた 離発着場候補地等環境調査事業委託業務仕様書

## 第1 目的

国内外で実用化に向けた検討が進む「空飛ぶクルマ」は、地方における過疎・離島交通、救急医療、災害救助等の地域課題の解決、観光・レジャーなどの新たなビジネス創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

そこで、令和5年度に実施した「愛媛県における『空飛ぶクルマ』運航ルート等調査事業」の調査結果を踏まえ、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた県民の期待及び社会受容性並びに関係事業者の参入意欲を一層促進することを目的として、調査結果の中から特に社会実装の可能性が高いと考えられる今治市の島しょ部における運航ルート案を選定の上、その離発着場の整備や飛行経路等に関して、社会実装に必要な事項の調査を行う。

※「空飛ぶクルマ」は、電動、垂直離着陸、自動で飛行するものとする。

## 第2 委託業務名

愛媛県及び今治市における「空飛ぶクルマ」運航実現に向けた離発着場候補地等環境調査事業委託業務

## 第3 本業務の実施自治体

愛媛県、愛媛県今治市

## 第4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

## 第5 見積限度額

4,994,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、委託契約は愛媛県、今治市、受託者の3者で締結するものとし、委託料は愛媛県及び今治市が2分の1（それぞれ2,497千円以内）ずつ支払うものとする。

## 第6 委託業務内容

令和5年度に実施した「愛媛県における『空飛ぶクルマ』運航ルート等調査事業」において策定した運航ルート案のうち、特に需要が見込まれ、サービス事業者の参入の可能性が高いと考えられる今治市の島しょ部における運航ルート案について、その離発着場候補地を1箇所以上、及び同候補地を拠点としたユースケース(県内外を結ぶ地域間移動・県内地点間を結ぶ地域内移動・観光遊覧・救急医療等)を2つ以上想定した上で、次の調査を実施すること。

### 1 離発着場の整備等に必要事項の調査

今治市内において離発着場を整備する候補地を具体的に選定の上、国土交通省が示す最新のパーティポート整備指針に基づき、離着陸帯及び制限表面等の設定並びに想定したユースケースに即した施設構成及びその整備に要する費用の概算を算

出すること。また、離発着場候補地について、空飛ぶクルマの離着陸時における安全確保に影響を及ぼす要因や乗客のアクセス、施工時に配慮すべき事項がないかなどの状況を確認すること。

## 2 具体的な飛行経路の設定等に必要な事項の調査

管制空域等を考慮した飛行経路、需要予測や気象データ等による運航可能日数、運航可能時間などの予測に関する調査を行うこと。

## 3 運航事業者等へのヒアリング

大阪・関西万博において「空飛ぶクルマ」の運航を予定している事業者や、愛媛県内の事業者など、瀬戸内エリアにおいて「空飛ぶクルマ」関連事業に参入する可能性がある者に対し、今治市の島しょ部における事業化に関する意欲や参入に当たっての課題等に関するヒアリングを実施すること。

## 4 事業化に向けた課題等の整理

1、2及び3の調査結果を踏まえ、事業化に向けての課題についてとりまとめ、それぞれの課題に対する解決策、手法を検討し提案すること。

## 5 調査報告書の作成

調査結果を調査報告書及び概要版報告書に取りまとめ、紙媒体及び電子媒体を、愛媛県及び今治市に納入すること。

なお、概要版報告書は、本県における「空飛ぶクルマ」の社会実装に向け、県民の期待や社会受容性を高めるとともに、関係事業者の理解促進や参入に向けた機運醸成を図ることを目的とした配布物として作成すること。

- (1) 紙媒体 調査報告書（A4判）及び概要版（A3判二つ折り・両面カラー）各8部
- (2) 電子媒体 調査報告書及び概要版（編集が可能なMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等で作成したファイルとPDF形式のファイルの2種類とし、CD又はDVDにより納品すること。）2式

## 6 「愛媛県における『空の移動革命』実現に向けた推進ネットワーク」参加者を対象とした勉強会における調査結果の発表

愛媛県における「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組に関心を持つ企業・団体、自治体等約140者で構成する「愛媛県における『空の移動革命』実現に向けた推進ネットワーク」（以下「推進ネットワーク」という。）の参加者を対象として愛媛県が開催する勉強会に講師として出席し、前項の調査結果の発表を行うこと。

- (1) 開催時期  
令和7年2月頃を予定
- (2) 開催場所  
愛媛県内（松山市又は今治市を想定）  
※勉強会の企画・運営や会場の確保は愛媛県が行い、その経費は委託料に含まない。  
※勉強会の講師としての謝金及び受託者が勉強会に出席するために要する旅費は、別途愛媛県が支給するものとする。

## 第7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理について、その全部または一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ愛媛県及び今治市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## 第8 著作権の取扱い

本委託業務に係る作成物等の著作権は、愛媛県及び今治市に帰属するものとする。調査報告書に他の個人・団体等の著作に係る文献資料等を用いる場合は、著作権侵害等に注意し、受託者において著作権者の了解等を得た上で出典等を明記すること。

## 第9 その他

- 1 業務の遂行に当たっては、手法や内容について委託者と十分に協議し進めること。
- 2 委託者は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- 3 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議し、その指示の下、業務を円滑に遂行すること。
- 4 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- 5 業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用はすべて受託者の負担とする。
- 6 その他定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。